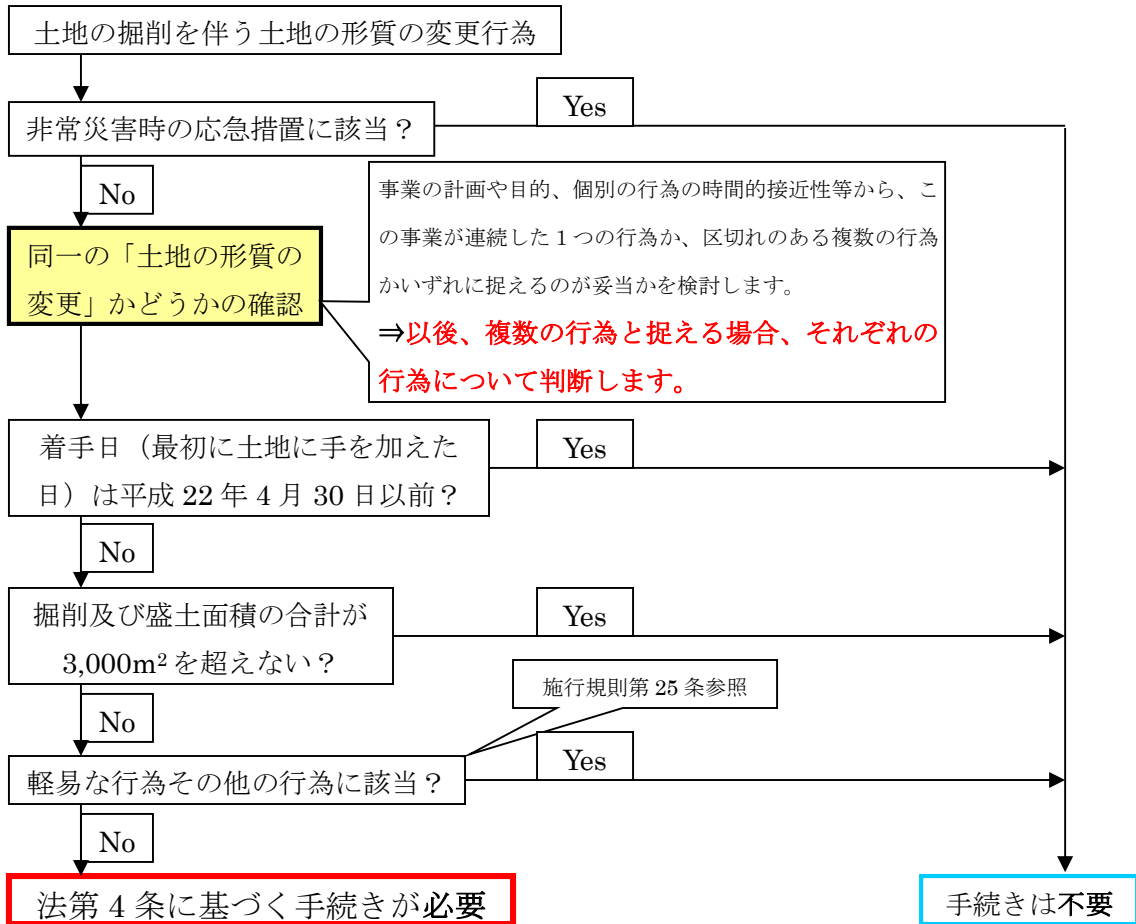


土壌汚染対策法第 4 条の届出について

※こちらのフローは法第 4 条第 1 項に基づく届出に関する考え方を示したものです。土地の形質を変更する面積が 3,000m²を超えるおそれがある場合には、まず御相談ください。



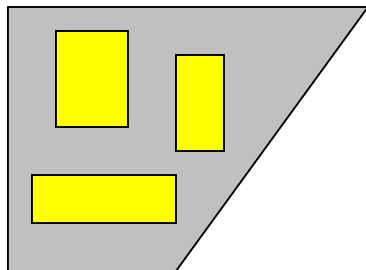
- ・着手する日の 30 日前までに、届出が必要になります。（法第 4 条第 1 項）
- ・土地の利用履歴等により、その土地が土壌汚染のおそれのある土地（施行規則第 26 条に該当する土地）と認められる場合は、土壌汚染に関する調査・報告を命ずる命令が発出されます。（同条第 3 項）
この場合、届出から調査・報告が完了するまで長い期間を要することがあります。
更に、その土地で土壌汚染が判明した場合、汚染の除去等の措置が必要になる場合があります。

同一の「土地の形質の変更」に関する考え方

土地の形質の変更が、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的接近性、実施主体等から総合的に判断します。

例1

同一の敷地内に隣接していない複数の区画で、土地の形質の変更行為を行う場合、個々の事業の関連性を勘案して、1つの土地の形質の変更行為とみなすことがあります。

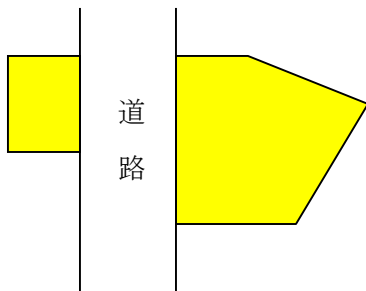


個々の事業の関連性から判断します

例2

敷地が連続していなくても、同一の土地の形質の変更行為とみなす場合があります。

例) 同一の事業で敷地が道路等で分断されている場合



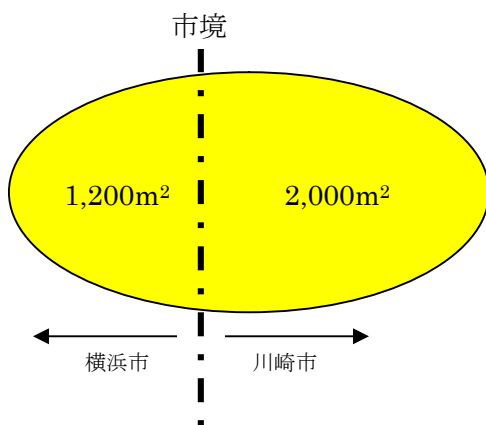
同一の土地の形質の変更行為と
みなします

例3

複数の自治体にまたがる敷地の場合、市境等にかかわらず掘削又は盛土をする全体面積が $3,000\text{m}^2$ を超えるとき第4条の手続きが必要です。

この場合、各自治体に対して届出が必要があります。

例) 横浜市と川崎市にまたがる土地の形質を変更する場合



横浜市へ $1,200\text{m}^2$ の土地に関して
川崎市へ $2,000\text{m}^2$ の土地に関して
それぞれ第4条の届出が必要です